第三十九条第八号中「情報通信ネットワークの利用等」を「幼稚園等における情報通信技術の活用等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第九号中「情報通信ネットワークの利用等」を「幼稚園等における情報通信技術の活用等」に改め、同号を同条第七号とする。

第四十二条中第十一号を第十三号とし、第二号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関すること。

三　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

第六十七条及び第六十九条（見出しを含む。）中「地震・防災研究課」を「地震火山防災研究課」に改める。

第九十八条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第三項中「第三十九条第五号」を「第四十二条第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（地震調査研究推進本部令及び科学技術・学術審議会令の一部改正）

2　次に掲げる政令の規定中「地震・防災研究課」を「地震火山防災研究課」に改める。

一　地震調査研究推進本部令（平成七年政令第二百九十六号）第一条第二項

二　科学技術・学術審議会令（平成十二年政令第二百七十九号）第十条ただし書

文部科学大臣　盛山　正仁

内閣総理大臣　岸田　文雄

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十九号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

二十　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第十二条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供（以下「連結情報提供」という。）に関すること。

第六条第十一号中「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第九条第二号中「第八十九条第二号」を「第八十六条第三号」に改める。

第十一条第一項第十五号中「第百九条第十五号」を「第百九条第十六号」に改める。

第十六条中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とする。

第三十三条に次の一号を加える。

十二　社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の二十五第一項に規定する流行初期医療確保措置関係業務（第百二十条第五号において「流行初期医療確保措置関係業務」という。）に関することに限る。）。

第四十一条第二号中「（平成十年法律第百十四号）」を削る。

第八十六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　労働時間等の設定の改善に関すること。

第八十九条中「次に掲げる」を「育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する」に改め、同条各号を削る。

第百九条中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「の規定」を「及び第四十条の五の規定」に、「及び同法」を「並びに同法」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害支援区分の認定に関すること。

第百十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百二十条第五号中「こと（」の下に「流行初期医療確保措置関係業務、」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第九十号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十五条」を「第百四十六条」に、「第百四十六条」を「第百四十七条」に改める。

第百二十七条中「漁政部」を削る。

第百三十四条の見出し中「置く課」を「置く課等」に改め、同条中「三課」の下に「及び漁獲監理官一人」を加える。

第百三十五条第二号中「次条第三号」の下に「及び第百三十八条」を、「こと」の下に「（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百三十六条第三号中「こと」の下に「（漁獲監理官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第百四十六条を第百四十七条とし、第二章第二節第二款第二目中第百四十五条を第百四十六条とし、第百三十八条から第百四十四条までを一条ずつ繰り下げ、第百三十七条の次に次の一条を加える。